

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第3項	被保険者証の返還	健康保険課

被保険者証の返還に係る処分基準は、次のとおりとする。

- 1 法第9条第3項に定める基準を処理基準とする。
- 2 法第9条第3項に規定される「厚生労働省令定める期間」は、同法施行規則第5条の6に規定される期間とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。